

「包括外部監査結果に対する対応状況」

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	指摘	愛媛県の執行した補助金等について	運輸事業振興助成交付金	企画情報部	交通対策課	<p>(社)愛媛県トラック協会への交付金について、多額の財産を保有する同協会、さらには、全国の都道府県にある県単位の協会から毎年多額の出捐がなされるであろう(社)全日本トラック協会のために継続して助成する必要があるのか、ガソリン使用者との間の公平性は保たれているといえるのか、この支出全額について公益性をいうには疑問がある。交付金額の見直しを検討すべきである。</p>	<p>軽油引取税(県税)を原資とする本交付金制度は、昭和51年に同税の税率が引き上げられた際に営業用のバスやトラックの輸送コストに与える影響を考慮して国により導入されたものである。総務省通知に基づき、同税の年間収入見込額を基に決められた算式により交付金額を算出している。中央団体への出捐金についても、国土交通省の通知に基づき行われている。</p> <p>20年度の執行にあたっては、同年4月の軽油引取税の減収実績額を反映し交付金額を減額したうえで、交付先の(社)愛媛県バス協会及び(社)愛媛県トラック協会に対し、事業内容を十分精査するよう指導し、適切に執行したところである。</p> <p>21年度については、交付金事業の対象となる環境・省エネルギー対策や燃料高騰対策について依然として事業者のニーズが高いこと</p> <p>政府与党の税制改正大綱に交付金基準額の確保が明記され、総務省及び国土交通省から各県に文書等で要請があったこと</p> <p>四国他県も従来どおり国の算定式に基づいていること</p> <p>などから、本県も交付金基準額どりの予算額を計上することとした。</p>
H19	指摘	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県国立公園清掃活動費補助金	県民環境部	自然保護課	<p>国立公園の清掃活動について2件サンプリングし、事業実績報告書等や写真等を確認したが、これらの書類等はきちんと作成されていた。しかしながら、清掃活動は、その趣旨からより多くの人に参加をしてもらい行うことを想定していたため、日雇い労働者扱いで所得税の源泉徴収はしていなかったが、実際は特定の人への継続的支払があり、源泉徴収を行う必要があったものが判明した。</p> <p>清掃活動について労賃を支払うのであるから、清掃就労者の住所、現金の受渡時の受取にかかわる自筆のサイン等があるべきであるが、これがなかった。</p> <p>労務における時間管理はされておらず、何時から何時まで就労したのか明確でなかった。</p> <p>いずれにせよ、写真や書式に合った実績報告のみに頼らず、サンプリングで構わないので現地に行き、実際の清掃状況を検証するという事はすべきである。</p>	<p>愛媛県自然保護協会に対し、次のことについて文書で指導を行っており、同協会では、事業実施会員に対し同様の指導を行ったことを確認している。</p> <p>2ヶ月以上継続して賃金の支払いがある者については、所得税法施行令第309条に基づき源泉徴収を行うこと</p> <p>労賃を受領する者からは自署による受領証を徴するなど適正な事務処理を行うこと</p> <p>なお、就労時間の明確化については、19年度において既に様式を変更し対応している。</p> <p>おって、実地調査については、12月15日(鬼北町)、17日(松野町)にサンプリング調査を行い、適正に実施されていることを確認した。</p>

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	指摘	愛媛県の執行した補助金等について	愛媛県未来型知識産業創出支援事業費(アクティブ・ベンチャー)補助金 愛媛県未来型知識産業創出支援事業費(ミニ・アクティブ・ベンチャー)補助金	経済労働部	産業創出課	補助終了後、企画された結果が実現することを支援するために、専門家による派遣指導を行うこととしているが、補助事業対象者は顧問の会計士等を有する企業が多く、実際の運用としては企業の要望に基づき必要な専門家を派遣していたとのことであるが、一部の企業においては、企業化状況報告書の提出が遅延する等、支出後における経営面の指導が不十分である。当該事業目的である「県内における未来型知識産業の創出」のため、頻繁に事業者の状況を継続的にフォローし、適切な指導をしていかなければならない。	産業創出課担当者及び産業技術研究所研究員等が、対象となる全事業者を訪問し、状況把握や経営指導等を行っている。 今後も、継続的な訪問指導のほか、必要に応じて専門家等に依頼するなどして、経営指導等を行うこととしている。
H19	指摘	愛媛県の執行した補助金等について	政務調査費	議会事務局	総務課	県は政務調査費がその用途基準に従い適正に使用されたかどうかを検証し、残余がある場合はその返還命令を行う必要があるが、収支報告書を受けこれを確認するにとどめ、その実質的検証を行っていない。 過去5年間の交付状況をみたら、残余を返還してきている会派は2つあり、又そのうち1会派は毎年返還額があることから、検証の必要性は高いと思われる。収支報告書に領収書添付がない現在の状態においても、各会派で保管している請求書、領収書その他証拠書類との照合等の実証手続、その他検証手続を行うべきである。	県議会では、19年度1年間にわたり、議長の諮問機関である議会運営等協議会において、政務調査費の用途の透明性を図るため、改善方策について検討を重ねてきた。その結果、20年度から政務調査費を従来の会派交付に代えて議員交付としたところであるが、これにあわせて収支報告書の内容をより詳細なものとする こと 用途基準をさらに明確なものとするため、用途の具体例を示した事務処理マニュアルを作成すること 経費の支出をより透明性の高いものとするため、1件1万円以上の支出について領収書を添付し、収支報告書とともに閲覧に供すること などを決定したところであり、今後とも政務調査費の適正な執行に努めたいと考えている。
H19	指摘	愛媛県の執行した補助金等について	19年4月8日執行愛媛県議会議員選挙における公費負担金(燃料代)	選挙管理委員会		燃料費の負担請求について、誤った請求による返納申し入れが相次いでいる事態に対して、県の対応は不適切である。また、正当な注意を払って請求内訳書を見ていけば不自然だと認識できないはずはなく、チェックが不十分であることは間違いのない事実である。 又、無投票のケースの上限の解釈は選挙運動期間1日に対して7,350円が限度のはずであり、これを上回る支出についてもその支出は不適切であり、チェック体制が不備であった。	15年4月13日及び19年4月8日執行の愛媛県議会議員選挙における選挙運動用自動車の燃料代の公費負担金について、無投票の選挙区の場合は候補者1名につきその上限額が7,350円であるにもかかわらず、有投票の場合と同様に64,500円と誤解し、燃料供給業者計7者に対し、総額5,322円を過大に交付していた。 そこで、20年3月19日から24日までの間に、燃料供給業者7者から、合計5,322円の超過交付額全額の返納を受けた。 また、今後は、選挙運動費用の公費負担の事務に関しては、担当職員向けのチェックマニュアルを策定し、チェック体制の強化を図ることはもとより、公費の誤請求を防止するため、関係書類の様式や添付書類の見直しを行うとともに、制度の周知徹底を図る。

監査年度	区分	監査テーマ	対象	担当		監査結果	対応状況・方針等
				部・局	課・室		
H19	指摘	愛媛県の執行した補助金等について	競技力向上対策事業費補助金	教育委員会	保健スポーツ課 国民体育大会準備室	<p>今回の問題の発覚までにおいて、県及び(財)愛媛県体育協会の職員の誰もが、過去の補助金の各競技団体での活動報告について、正確に把握していない状態にあった。</p> <p>補助金の使用目的に従って「補助認定か、もしくは補助認定外か」について愛媛県補助金等交付規則第23条の帳簿書類の備付け、第24条にいう立入検査権があるのであるから、その活動状況や処理状況の把握、その運営管理状況の検証をしておかなければならなかったはずができていなかった。</p>	<p>19年度から、競技力向上の実態に即した補助対象経費の見直しを行うとともに、大会記録などの「事業実施」や領収書などの「支出経費」の確認書類の添付の義務付けや複数役員によるチェック体制の義務付けを求め、全競技団体を対象とした研修会を開催して、再発防止の徹底を厳しく指導している。</p> <p>また、チェック体制をさらに徹底し、再発防止を図るために、20年度からは、この補助金を競技力向上対策本部(事務局:県教委)が直接執行するとともに、県教委の体育指導主事ごとに担当競技団体を決め、きめ細かい現場指導を行い、活動状況や処理状況の把握、運営管理状況の検証に努めている。</p>